

区 分	取 扱 い
永年勤続記念品等の支給	永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益で、その表彰が、おおむね10年以上勤続した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては、課税されません（基通36-21）。
創業記念品等の支給	創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、その支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであるなど一定の要件を満たすものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものでない限り、課税されません（基通36-22）。 なお、その価額が10,000円以下のものであるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します（平元直法6-1（最終改正平26課法9-1））。
商品、製品等の値引販売	使用者が取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることによる経済的利益については、値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であるなど一定の要件を満たす場合には、課税されません（基通36-23）。
金銭の無利息貸付け等	使用者が金銭を無利息又は低い金利で貸し付けたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるための貸付けにより供与されるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間5,000円以下の場合には、課税されません（基通36-28）。
福利厚生施設の利用	福利厚生施設の運営費などを使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません（基通36-29）。

Ⅲ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

給与等の支払を受ける人は、毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与等の支払者（2か所以上から給与等の支払を受けている人は主たる給与等の支払者）に提出しなければならないこととされています（所法194①）。

この申告書は、扶養親族や控除対象配偶者などがいない人でも提出しなければならないこととされており、この申告書の提出のない人が支払を受ける給与等については、源泉徴収税額表の「乙」欄（この申告書を提出した場合よりも高い税率とされています。）が適用されることとなりますので、この申告書を提出できる人（主たる給与等の支払者から給与等の支払を受ける人）についてはこれを提出するよう指導してください。

なお、給与等の支払を受ける人から受理したこの申告書は、税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与等の支払者が保存することとされています（所規76の3）。

《社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に係る源泉徴収事務での主な取扱い》

(1) 扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与等の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける場合には、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受ける必要があります。

（注） 給与等の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載されるべき給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿を備えている場合には、その給与所得者が提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、その帳簿に記載されているマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととされています（所法198⑥、所規76の2⑥～⑩）。

(2) 本人確認の実施

給与等の支払者が、給与所得者からマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認【番号確認】と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認【身元確認】を行う必要があります。

なお、給与等の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー（個人番号）の提供を行う給与所得者本人のみとなります（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります）。

控除の種類		区 分	平成29年分の控除額	控除を受けるために提出する申告書とその提出時期		
所	社会保険料控除(所法74)	給与等から控除したもの	控除した保険料・掛金の全額	(申告不要)		
	小規模企業共済等掛金控除(所法75)	本人が直接支払ったもの	支払った保険料・掛金の全額	「給与所得者の保険料控除申告書」…その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで		
得	生命保険料控除(所法76)	適用限度額12万円	新生命保険料		最高 40,000円	
			一般の生命保険料		旧生命保険料	〃 50,000円
			新生命保険料と旧生命保険料の両方		〃 40,000円	
		介護医療保険料			〃 40,000円	
		個人年金保険料	新個人年金保険料		〃 40,000円	
			旧個人年金保険料		〃 50,000円	
新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方			〃 40,000円			
地震保険料控除(所法77)	地震保険料だけの場合		〃 50,000円			
	旧長期損害保険料だけの場合		〃 15,000円			
	地震保険料と旧長期損害保険料との両方がある場合		〃 50,000円			
障害者控除(所法79)	一般の障害者		270,000円			
	特別障害者		400,000円			
	同居特別障害者		750,000円			
寡婦控除〔所法81 措法41の17〕	一般の寡婦		270,000円			
	特別の寡婦		350,000円			
寡夫控除(所法81)			270,000円			
勤労学生控除(所法82)			270,000円			
配偶者控除(所法83)	一般の控除対象配偶者		380,000円			
	老人控除対象配偶者		480,000円			
扶養控除〔所法84 措法41の16〕	一般の控除対象扶養親族		380,000円			
	特定扶養親族		630,000円			
	老人扶養親族	同居老親等以外の者		480,000円		
		同居老親等		580,000円		
基礎控除(所法86)			380,000円			
配偶者特別控除(所法83の2)			最高 380,000円	「給与所得者の配偶者特別控除申告書」…その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで		
税額控除	(特定増改築等) (措法41、41の2、41の住宅借入金等特別控除 2の2、41の3の2)	〃	600,000円		「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」…その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで	

- (注) 1 月々(日々)の源泉徴収は給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)などによって行うこととされています。なお、税額表には上記の表の障害者控除から基礎控除までの各控除が織り込まれていますので、月々(日々)の源泉徴収の都度これらの控除額の計算をする必要はありません。
- 2 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び(特定増改築等)住宅借入金等特別控除について、詳しくは、年末調整の時期に税務署から配布される説明書(「年末調整のしかた」)を参照してください(「年末調整のしかた」は国税庁ホームページにも掲載されます。)
- 3 上記のほか、確定申告書を提出して受ける控除として、雑損控除(所法72)、医療費控除(所法73、新措法41の17の2)、寄附金控除(「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用を受ける場合を除きます。)(所法78、措法41の18①、41の18の2①、41の19)、配当控除(所法92、措法9)、外国税額控除(所法95、95の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18②)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2②)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)及び給与所得者の特定支出控除(所法57の2)があります。

3 控除対象者等の範囲

配偶者控除の対象者等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

（控除対象配偶者）

給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます（所法2①三十三）。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「配偶者」には、いわゆる内縁関係の人は含まれません（基通2-46）。
- 2 ここにいう「合計所得金額」とは、次に掲げる金額の合計額をいいます（所法2①三十口、措法8の4③、31③一、32④、37の10⑥一、37の11⑥、37の12の2④⑧、37の13の2⑨、41の5⑫一、41の5の2⑫一、41の14②一、41の15④、基通2-41）。
 - (1) 純損失の繰越控除、雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
 - (2) 上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合の当該配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - (3) 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））
 - (4) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - (5) 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - (6) 退職所得金額
 - (7) 山林所得金額

なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した次のような所得は含まれません（措通3-1、8の2-2、8の3-1、41の9-4、41の10・41の12共-1、措通（譲）37の11の5-1）。

イ 利子所得又は配当所得のうち、

（イ）源泉分離課税とされるもの

（ロ）確定申告をしないことを選択した一定の利子等又は配当等

ロ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益

ハ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

- 3 配偶者の所得が給与所得だけの場合や家内労働者等の事業所得等だけである場合には、その年中の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額が38万円以下になります。

- 4 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋で生活をしていることをいうものではありませんから、例えば、親族のうちの誰かが、勤務や修学、療養のために他の親族と日常一緒に生活していない場合でも、勤務や修学の余暇には家に帰ってくるなど、常に生活費や学資金、療養費等が送金されているときは、生計を一にしていることになります（基通2-47）。

（老人控除対象配偶者）

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（平成29年分の所得税については、昭和23年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十三の二）。

（配偶者特別控除の対象とされる配偶者）

給与等の支払を受ける人（合計所得金額が1,000万円以下の人に限り）と生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族とされる人並びに青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者を除くものとし、合計所得金額が76万円未満である人に限り）で、控除対象配偶者に該当しない人をいいます（所法83の2）。

〔注意事項〕

- 1 「配偶者控除」の適用を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることはできません。
- 2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が103万円以下のとき又は141万円以上のときは、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 3 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者はこの控除の適用を受けることはできません。

—(扶養親族)—

給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等（配偶者、青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます（所法2①三十四）。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「親族」とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。
- 2 ここにいう「親族等」には、上記「親族」のほか児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。

—(控除対象扶養親族)—

扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成29年分の所得税については、平成14年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の二）。

—(特定扶養親族)—

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成29年分の所得税については、平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の三）。

—(老人扶養親族)—

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（平成29年分の所得税については、昭和23年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の四）。

—(同居老親等)—

老人扶養親族のうち、給与等の支払を受ける人又はその配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、給与等の支払を受ける人又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（措法41の16①）。

—(一般の障害者・特別障害者)—

一般の障害者又は特別障害者とは、給与等の支払を受ける人やその控除対象配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます（所法2①二十八、二十九、所令10）。

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が1級である者と記載されている人は、特別障害者になります。
- ④ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。
- ⑤ 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑧ 年齢65歳以上（平成29年分の所得税については、昭和28年1月1日以前に生まれた人）で、その障害の程度が上記の①、②又は④に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人——このうち、上記の①、②又は④に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人は、特別障害者になります。

—(同居特別障害者)—

控除対象配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で、給与等の支払を受ける人、その配偶者又は給与等の支払を受ける人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（所法79③）。

—(寡 婦)—

給与等の支払を受ける人自身が、次のいずれかに該当する人をいいます(所法2①三十、所令11)。

(1) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人

- ① 夫と死別した後、婚姻していない人
- ② 夫と離婚した後、婚姻していない人
- ③ 夫の生死が明らかでない人

なお、この場合の「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっている人及び所得金額の合計額が38万円を超えている人は含まれません。

(2) 上記(1)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下である人

- ① 夫と死別した後、婚姻していない人
- ② 夫の生死が明らかでない人

〔注意事項〕

給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が688万8,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下になります。

—(特別の寡婦)—

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます（措法41の17）。

—(寡 夫)—

給与等の支払を受ける人自身が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十一、所令11の2）。

- (1) 妻と死別し、又は離婚してから婚姻をしていないこと、あるいは妻の生死が明らかでないこと。
- (2) 生計を一にする子があること。
- (3) 合計所得金額が500万円以下であること。

〔注意事項〕

この場合の「生計を一にする子」の範囲及び「合計所得金額が500万円以下」となる場合の給与等の収入金額については、上記「寡婦」の場合と同様です。

—(勤労学生)—

給与等の支払を受ける人自身が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十二、所令11の3）。

(1) 次に掲げる学校等の学生、生徒、児童又は訓練生であること。

- ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
- ② 国、地方公共団体、学校法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人等、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術を教授するなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの

(2) その年の合計所得金額が65万円以下であり、かつ、自己の勤労に基づいて得た給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であること。

〔注意事項〕

給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下になります。例えば、アルバイトにより給与収入がある学生の場合、そのアルバイト以外に収入がなく、年間のアルバイトの収入金額が130万円以下であれば、この控除を受けることができます。

4 控除を受けるための提出書類

(1) 国外居住親族

非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受けるためには、その国外居住親族に係る「親族関係書類」^(注1)を「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に添付して提出又は提示する必要があります^(注2)。

(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が給与所得者の親族であることを証するものをいいます（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

2 年末調整の際に、扶養控除等又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、その国外居住親族に係る「送金関係書類」を提出又は提示する必要があります（配偶者特別控除の適用を受けるためには、併せて「親族関係書類」を提出又は提示する必要があります。）。

なお、送金関係書類や国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(2) 勤労学生

上記3「（勤労学生）」の(1)②又は③に該当する人が勤労学生控除を受けるためには、学校等から主務大臣の証明書の写しと学校長等の証明書の交付を受け、これを「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に添付して提出又は提示する必要があります。

5 控除の対象になるかどうかの判定時期

控除対象配偶者や配偶者特別控除の対象とされる配偶者、控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、原則として、その年12月31日の現況により判定しますが、給与等の支払を受ける人やその親族が年途中で死亡したり、給与等の支払を受ける人が年途中で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します（所法85、措法41の16②、41の17②、基通85-1）。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出する際に、控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかの判定は、これらの申告書を提出する日の現況によります。この場合、その判定の要素となる所得金額についてはこれらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定することになります（基通194・195-3、195の2-1）。

V 税額表の適用方法

1 税額表の適用区分

(1) 毎月（日）の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する税額表等

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は「源泉徴収税額表」を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無、給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表	(1) 月ごとに支払うもの (2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの (3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日額表	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
	日雇賃金	
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与等の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与等の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与